

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

本年 4 月 1 日に就任した副市長の給料月額に係る減額措置を任期満了まで行うとともに、その減額率を退職手当の額に反映させるため、改正するものがあります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市特別職職員の給与等に関する条例(昭和32年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)

14 第2条第2号の規定にかかわらず、平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年7月1日から同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市職員の退職手当に関する条例(昭和38年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当の額に係る減額特例措置)

14 平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当は、第5条の5第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額(秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成28年秦野市条例第 号)第1条の規定による減額特例の措置がなされた給料月額をいう。)」と読み替えて算定した額とする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第39号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正</p>	
<p>附 則 1-13 (略) <u>(平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</u> 1.4 <u>第2条第2号の規定にかかわらず、平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年7月1日から同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1-13 (略)</p>
<p>秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正</p>	
<p>附 則 1-13 (略) <u>(平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当の額に係る減額特例措置)</u></p>	<p>附 則 1-13 (略)</p>

14 平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当は、第5条の5第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額（秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秦野市条例第号）第1条の規定による減額特例の措置がなされた給料月額をいう。）」と読み替えて算定した額とする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。